平成１９年７月30日
第１６回代表者会
資　　料　　７

他市の自治基本条例における「最高規範性」と「改廃手続」に関する規定の状況

※下記は、概ね直近2ヵ年程度に制定された事例である。

No	制定市名	施行年月日	条例の位置付け及び最高規範性の記述内容									改廃（見直し）手続の記述内容				
			A	B	C	D	E	F	G	H		ア	イ	ウ		
			最高規範の文言の明示	条例・規則の制定・改廃・解釈での整合確保	計画・政策立案での整合確保	法令の解釈	条例の体系的整備	条例に反することの無効性	発展性	その他特徴	条文（位置付け）	見直し規定	改正規定	廃止規定	特徴	条文（制定改廃手続）
1	飯田市	H19.4.1	○	○	○						(条例の位置付け) 第2条　この条例は、自治及び市政に関する基本的な原則を定めた最高規範であり、市民及び市は、この条例を誠実に遵守するものとします。 2　市は、条例、規則等を解釈し、又は制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。 3　市は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。	○			・条例第1条の目的を達成するために必要があるとき	(条例の見直し) 第36条　市は、社会の変化に対応して、本条例が第1条の目的を達成するために必要があるときは、条例の見直しを行います。
2	岐阜市	H19.4.1		○							（条例の位置付け） 第3条　この条例は、まちづくりの基本となる住民自治について定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとする。 2　この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に運用されなければならない。					なし
3	苫小牧市	H19.4.1				○	○			その他市政運営	(条例の位置付け) 第28条　市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。 2　市は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及びこれらの条例と他の条例等とを体系的に整備するよう努めなければならない。	○ （4年）				(条例の見直し) 第29条　市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする
4	稚内市	H19.4.1	○	○	○						(条例の位置付け) 第2条　この条例は、本市のまちづくりに関する基本的な事項を定める最高規範であり、市議会と市は、他の条例、規則などの制定や改正、廃止又はまちづくりに関する計画の策定や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえて、整合性を図ります。	○ （5年）			・社会条例などの変化への適合 ・市民の意見を踏まえた見直し	（条例の見直し） 第36条　市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例を見直します。
5	多治見市	H19.1.1	○	○		○		○		市政を運営	（最高規範性） 第41条　この条例は、市の最高規範であり、市は、この条例に従い、市政を運営し、他の条例などを制定し、改正し、廃止し、解釈し、運用しなければなりません。 2　この条例に反することは、その効力を有しません。 3　市は、法令を解釈し、運用する場合も、この条例に照らして判断しなければなりません。		○		・地域社会の変化 ・必要が生じた場合 ・速やかな改正	(この条例の改正) 第42条　市は、この条例について地域社会の変化により改正の必要が生じた場合は、速やかに改正しなければなりません。
6	平塚市	H18.10.1	● （自治の基本）	○							(条例の位置付け) 第2条　この条例は、平塚市(以下「市」といいます。)の自治の基本を定める規範であり、市の他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。					なし
7	米原市	H18.9.1	○						○		(最高規範) 第29条　この条例は、米原市における最高規範であり、市民、事業者等および市は、この条例を遵守し、この条例を守り育て、次代に引き継ぐ責務を負う。		○ （改廃）		・推進委員会の意見 ・市民投票（過半数） ・軽微な変更規定	(条例の改廃) 第30条　市長は、この条例を改正または廃止する場合には、推進委員会に意見を求め、市民投票において、その過半数の賛成を得なければならない。ただし、推進委員会が市民投票を不要と判断したとき、または軽微な変更についてはこの限りでない。
8	加賀市	H18.4.1		○	○					まちづくりに関するすべての活動	(条例の位置付け) 第3条　市民、事業者及び市は、まちづくりに関するすべての活動において、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 2　市は、市の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。		○		・社会、経済等の情勢の変化等 ・遅滞なく改正	(条例の改正) 第25条　市は、この条例について、社会、経済等の情勢の変化等により、改正する必要が生じた場合は、遅滞なく改正しなければならない。
9	豊島区	H18.4.1	○	○		○	○		○		(最高規範性) 第5条　この条例は、豊島区の自治の最高規範であり、区民及び区は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 2　区は、この条例の理念に照らして、法令等を解釈又は運用し、他の条例等を制定又は改廃するとともに、この条例の理念を具体化するための条例等の体系化に積極的に取り組まなければならない。 3　区は、社会、経済等の環境の変化並びに区民及び区による自治実現の取組状況等に照らして、この条例の内容を検証し、区民の意見を反映した見直しを行うものとする。	● （左記）	● （左記）		・最高法規とあわせて規定 ・社会、経済等の環境変化並びに区民及び区による自治実現の取組状況に照らして ・区民の意見の反映	左記と同様（第5条）
10	三鷹市	H18.4.1	○	○		○			○		（条例の最高規範性等） 第3条　この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。 2　市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。	● （左記）				左記と同様（第3条）
11	名張市	H18.1.1	○	○							第37条　この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。					なし
12	豊田市	H17.10.1		○							(この条例の位置付け) 第3条　市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。					なし
13	川崎市	H17.4.1	○	○							(位置付け等) 第2条　この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。 2　市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。					なし